新公審査答申（個）第８９号
令 和 ８ 年 ８ 月 ２ ５ 日

新潟市代表監査委員　様

新潟市公文書公開等審査会
会 長　　菊 池　　弘 之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和６年７月１８日付け、新監査第１７２号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第１　審査会の結論

新潟市監査委員（以下「実施機関」という。）が、令和５年４月１１日付け、新監査第２１号の２により行った非開示決定は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　保有個人情報の開示請求

令和５年３月２９日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第１３条第１項の規定に基づき、実施機関に対し、令和４年３月２２日と４月１３日の監査委員会議の出席者全員の役職名（以下「本件請求情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

２　実施機関の決定

令和５年４月１１日、実施機関は、本件請求に係る個人情報を含む文書は存在しないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求

令和５年４月１８日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　諮問

令和６年７月１８日、実施機関は条例第２７条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

既に開示されている令和４年３月２２日の監査委員会議の概要には、「第３　出席者　監査委員事務局：事務局長、事務局次長ほか１５名」と記載されている。４月１３日の監査委員会議の概要には、「事務局次長ほか７名」と記載されている。出席者の文書があるから、ほか何名と記載している。

「出席者の情報を含む文書は存在しない。」としているが、上記理由により、ありえない。出席者の個人名の開示を請求しているのではない。役職名の開示を求めている。開示すべきである。

誰が出たかということをあとで聞いて、どこかに書くのか。

出席した人が誰であるかも記録しない委員会はあり得ない。

請求の内容が個人情報の開示に該当しない場合は非開示決定となるのか。該当しない根拠を示すべきである。

第４　実施機関の主張

実施機関が弁明書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

出席者全員の役職名を示した文書は存在していないこと、また、請求の内容自体が個人情報の開示にも該当しないことから、当該処分の決定をしたものである。

出席要求する所属、出席者はほぼ同じであり、特段、誰が来た、誰が来ないといった把握をする必要もなく問題なくやれている。

会議に誰が出ているのかは目視で確認しており、あとで確認して記録に残すこともない。メモも文書もない。

第５　審査会の判断

１　本件審査請求について

審査請求人は、本件審査請求の趣旨を明確にはしていないが、審査請求の理由において「役職名の開示を求めている。開示すべきである。」と主張していることから、実施機関が本件請求に係る個人情報を含む文書は存在しないとして行った非開示決定の取消しを求め、本件請求情報の開示を求めているものと解される。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

２　本件決定の妥当性について

（１）審査請求人は、出席した人が誰であるかも記録しない監査委員会議はあり得ないとして本件請求情報の開示を求めているのに対し、実施機関は、本件請求情報を記録した行政文書は作成しておらず、存在していないと主張する。

（２）そこで当審査会において実施機関に対し、監査委員会議の開催及び開催に係る

情報の公表について定めた例規、内規、運用基準等の提出を求めたところ、会議録の作成に関する実施機関内での事務取扱いを定めた文書及び開示請求対象となっている２回の監査委員会議の会議録の提出があった。

（３）これらを当審査会において見分したところ、会議録の作成方法の中に、監査委員会議に監査委員事務局や例月出納検査対象課の職員の出席があったときには、公表されている会議概要と同様に「事務局長、事務局次長ほか〇名」などと出席者の記載をするよう定められていることが認められた。さらに、提出された会議録も、この作成方法どおりに記載されていることが確認できた。

また、実施機関が主張するように、出席者が誰かを把握することや、上記のほかに出席者を記録した文書を作成するとした定めは見当たらなかった。

（４）以上のことからすれば、本件請求情報を保有していないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められず、他にその存在を推認させる具体的な事情もうかがわれないことから、本件請求情報不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。

３　結論

以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり答申する。

第６　審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和６年７月１８日	実施機関の諮問書を受理
令和８年７月１４日	審査会開催（第１回）
令和８年８月２０日	審査会開催（第２回）

（第３部会）

委員　菊池弘之、　委員　杵渕栄治、　委員　櫻井香子